

ID: 18

担当部署: 総務部 総務課 総務係

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市役所食堂使用料徴収条例 第1条		
例 規 番 号	平成18年条例第72号		
【根拠条文】 (目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定に基づき、名寄市役所食堂の使用料の額及び徴収方法について定めることを目的とする。 【基準】 根拠条文、第2条及び第3条の規定による。 (使用料の額) 第2条 使用料は、月額3万8,500円とする。 (特別使用料) 第3条 前条のほか、市長は特別の事由があるものについては、特別使用料を徴収することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和 2 年 7 月 1 日